

別記第 11 号様式 (第 6 条関係)



### 令和 2 年度公益活動事業補助金実績報告書

2020年12月28日

北 広 島 市 長

(申請者)  
団体名  
特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会  
主たる事務所所在地  
〒061-1132  
北広島市北進町1丁目5番地1  
ロイヤルシャトー北広島 N-807  
(代表者住所)

代表者の役職名・名前 理事長 酒 向 憲 司



令和 2 年 5 月 2 9 日 付 け で 申 請 し、令 和 2 年 (2020 年) 7 月 2 1 日 北 広 島 参 住 指 令 第 2 3 3 号 で 交 付 決 定 さ れ た 補 助 事 業 に 係 る 実 績 を、北 広 島 市 公 益 活 動 事 業 補 助 金 交 付 事 務 要 領 第 6 条 の 規 定 に よ り、関 係 書 類 を 添 え て 報 告 し ま す。

交付決定事業の名称	北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくり」に関する事業
総事業費 (円)	519,658円
実施期間 又は 実施日時	令和2年10月24日(土) 午後1時30分～(約2時間) シンポジウム 令和2年7月21日から令和2年12月28日まで
実施場所	北広島市芸術文化ホール 活動室1・2室

事業実施により  
得られたこと  
及び今後の展開

#### 《はじめに》

少子高齢化の急速な進行により、今後、税負担層の減少する一方で公共サービスのニーズや対象者は、ますます増加していく。

これからのまちづくりを考えると「高齢社会」の現状から離れる事はできない。「高齢社会」とまちづくりを考えると、2つの視点がある。

一つ目は高齢者がまちづくりの対象となる「高齢者が、安心して暮らせるまちづくり」、そしてもう一つは、高齢者が主体となる「高齢者が参加し、支えるまちづくり」である。

北広島市には高度経済成長期やその後開発された道営住宅をはじめとする団地が少ない。

こうした地区では住民の高齢化が進み、高齢者夫婦世帯、高齢の独居者が増加し、高齢者の父母と同居し支える老々介護と言った姿も今や当たり前風景である。

昔からの近隣のさりげない見守り、近所付き合いからの、朝晩の姿の確認、洗濯物、郵便物、雨戸の開閉などといった事への関心も、全体の高齢化、個人情報保護の風潮の中で、機能しなくなっている。

今後のコロナウイルス対策によって求められる「密閉、密着、密接」を避ける「新しい生活様式」も、これまでの地域における人のつながりを一層変化させるであろう。

こうした中で、地震、風水害と言った災害の発生、今回のコロナウイルスによる感染症の世界的流行と言った事態への対応等を考えるとぞっとする現実が目前にある。

#### 《事業実施により得られたこと》

地域全体の高齢化によるニーズの増加に対して、町内会自体の高齢化による機能不全、まちづくりや町内会活動の担い手がそもそもいないという問題もある。

地域のSOSを住民が支えようとしても、支える住民が高齢化している、支えられる立場の人が多くなってしまっている。

増え続ける高齢者の見守り、地域での生活の支援には、質量ともに多くのマンパワーが必要である。

そこで、地域の支援を第一線で支えている関係者の話を聞いて、今後の課題を参加者で共有し、北広島市の高齢化の現状と高齢社会のまちづくりを考えていく。

#### 《今後の展望》

・高齢社会のまちづくり、地域の支援体制づくりは、関係者の後継者が担っていくので、後継者をどうやって、増やしていくのか、大きな問題である。

・三密に象徴される新北海道スタイルとは、真逆のスタイルを構築しなければならないので、いままでのスタイルとは違った支援体制をめざさなければならない。

・今回の事業をコロナ禍の中で定員約100名を予定したが、現実問題として50名規模で取り組んだので、当日会場に来れない人に対して、ユーチューブを使った。なお、当日は、会場への参加者は55名、加えて、初めての試みであったインターネット・ウェブを利用して参加した60名の方にユーチューブを見て貰った。

<p>市に提出する成果物</p>	<p>《別冊》 北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくりについて (令和2年11月20日)</p>
<p>実施内容の詳細</p>	<p>第14回市民公開講座・シンポジウム 「北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくり」に関する事業</p> <p>◇目的 「北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくり」について、下記の日程・会場等において、全市的な集会を開催した。</p> <p>◇開催時期 ・2020年10月24日(土) 午後1時30分から(約2時間)</p> <p>◇開催会場 ・北広島市芸術文化ホール (活動室1・2) (北広島市中央6丁目2番地1)</p> <p>◇参集対象 ・民生委員、連合町内会会員、地区社会福祉委員会会員、市民など</p> <p>◇参集人員 ・約100名 但し、コロナ禍の開催なので、参加者50名に止めた。</p> <p>◇市民公開講座・シンポジウムの開催次第</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開会</li> <li>●主催者挨拶 NPO 法人 北海道地域政策調査会 理事長 酒 向 憲 司</li> <li>●基調講演 <ul style="list-style-type: none"> <li>○講師 星槎道都大学社会福祉学部社会福祉学科教授 上 原 正 希</li> <li>◇大学教授</li> </ul> </li> <li>●パネルディスカッション <ul style="list-style-type: none"> <li>◇コメンテーター 星槎道都大学社会福祉学部社会福祉学科教授 上 原 正 希</li> <li>◇パネリスト 小 池 隆 史 北広島市連合自治会会長 松 本 敬 司 北広島市東部地区福祉委員会会長 伊 藤 正 秀 北広島市民生委員・児童委員連絡協議会会長 三 上 勤 也 北広島市保健福祉部長</li> </ul> </li> <li>●質疑応答</li> <li>●閉会</li> </ul>

添付書類

- 1 補助金等交付申請額算出調書 (第3号様式の2)
- 2 経費の配分調書 (第3号様式の3)
- 3 事業収支決算書 (別記第12号様式)
- 4 補助金等精算書 (別記第12号様式の2)
- 5 領収書等 (原本と写し)
- 6 その他市長が必要と認める書類

補助金等交付申請額算出調書

(単位:円)

区分	補助事業等に要する経費			補助事 業等に 関する 生ずる 寄附金 その他 の収入	差引所要 額 (A-B)	補助対 象経費	補助基 準に より 算出 した 額	補助 基本額	補助 率	補助金等 交付申請 額 (F×G)	備考
	単価	数量	金額								
			A	B	C	D	E	F	G	H	
報奨金			130,000	0	130,000	130,000		130,000	2/3	86,666	
備品購入費			95,040	0	95,040	50,000		50,000	2/3	33,333	
消耗品費			19,760	0	19,760	19,760		19,760	2/3	13,173	
印刷製本費			196,600	0	196,600	196,600		196,600	2/3	131,066	
通信費			12,072	0	12,072	12,072		12,072	2/3	8,048	
食料費			23,514	0	23,514	0		0	2/3	0	
役務費			0	0	0	0		0	2/3	0	
旅費			25,652	0	25,652	25,652		25,652	2/3		
使用料			7,120	0	7,120	7,120		7,120	2/3	4,746	
賃賃料			9,900	0	9,900	9,900		9,900	2/3	6,600	
合計			519,658	0	519,658	451,104		451,104	2/3	300,000	

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。

3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。

4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。

5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。

6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。

7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

別記第3号様式の3 (第2条関係)

経費の配分調書 (単位:円)

区 分	補助事業等に要する経費	負担区分			備 考
		市費補助金等		自 己 負担額	
		申請額	他の補助金等		
報奨金	130,000 円	86,666 円		43,334	
備品購入費	<del>95,400 円</del>	33,333 円		<del>62,067</del>	
消耗品費	19,760 円	13,173 円		6,587	
印刷製本費	196,600 円	131,066 円		65,534	
通信費	12,072 円	8,048 円		4,024	
食料費	23,514 円	0 円		23,514	
役務費	0 円	0 円		0	
旅 費	25,652 円	<del>16,101 円</del> 17,101 円		<del>10,551</del> 8,551 円	
使用料	7,120 円	4,746 円		2,374	
賃貸料	9,900 円	6,600 円		3,300	
合 計	519,658	300,000		219,658	

- 注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。
- 2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。
- 3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費（寄付金、収入等）があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。
- 4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

## 事業収支決算書

## 1 収入の部


(単位: 円)

科 目	予算額	決算額	摘要欄
市補助金	307,000 円	300,000 円	概算払い受領額 307,000 円
自己資金	184,000 円	219,658 円	
収入合計	491,000 円	519,658 円	

## 2 支出の部

(単位: 円)

科 目	予算額	決算額	摘要欄
報奨金	126,000 円	130,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演講師 3 万円 支給</li> <li>・ コーディネーター 2 万円 支給</li> <li>・ パネリスト 3 人 3 万円</li> <li>但し、1 人 棄権</li> <li>・ 会場受付、会場管理、後片付け 4 人 20,000 円</li> <li>・ 10 月 24 日 ウェブ放送技術者派遣 経費 30,000 円</li> </ul>
備品購入費	70,000 円	95,040 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>中古パソコン 1 台 71,280 円</li> <li>キャプチャーメーデ 3 ・ ビデオカメラ 用 経 費 23,760 円</li> </ul>

消耗品費	105,000 円	19,760 円	ゼンリン 住宅 用地図 17,600 ケーブル ル代 2,160 円	
印刷製本費	155,000 円	196,600 <del>100,000</del> 円	チラシデザイン・ 印刷代 千枚 10 万円 看板代 6,600 円 成果品作成一式 (テ。ープ起こ し・印刷経費 100 部 等 ) 90,000 円	
通信費	20,000 円	12,072 円	郵便切手代 4 件	
食料費	10,000 円	23,514 円	7 件 23,514 円 打ち合わせ会議費	
役務費	5,000 円	0 円	ゴミ処分費	
旅 費	0 円	25,652 円	参加要請、  関係者 打ち合わせ (5 件)	
使用料	0 円	7,120 円	会場代 5,420 円 AV 操作卓ほか 1,700 円	
賃借料	0 円	9,900 円	ビデオレンタル料	
支出合計	491,000 円	519,658 <del>429,658</del> 円		



※申請時に予算計上していなかった科目が発生した場合は、科目、決算額を記載するとともに、その事由及び内容を摘要欄に記入してください。

別記第12号様式の2(第6条関係)

補助金等精算書

(単位:円)

区分	計画				実施				補助率	補助金等の 交付の決定		補助金 等精算 額	補助金 等領収 済額	補助 金等 領収未 済額(k- h)	補助事業等に係る 経費の債務確定額			不用 額 (k-l)
	補助 事業等 に要す る経費	補助 事業等 に 関する 経費	補助 対象 経費	補助 基本 額	補助 事業 等に 関する 経費	補助 対象 経費	補助 基本 額	補助 基本 額		支 済 額	支 払 額				支 払 未 済 額	合 計	支 済 額	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
報償費	110,000	0	110,000	110,000	130,000	0	130,000	130,000	2/3	令和2年7 月21日	307,000	161,000	0	0	0	0	307,000	7,000
構品購 入費	70,000	0	50,000	50,000	95,040	0	50,000	50,000	2/3	北広参住 指令第 233号	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
消耗品 費	105,000	0	105,000	105,000	19,760	0	19,760	19,760	2/3	変更 令和2年8 月28日	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
印刷製 本費	155,000	0	155,000	155,000	196,600	0	196,600	196,600	2/3	北広参住 指令第 287号	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
通信費	20,000	0	20,000	20,000	12,072	0	12,072	12,072	2/3	—	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
食糧費	10,000	0	0	0	23,514	0	0	0	0	—	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
役員費	5,000	0	5,000	5,000	0	0	0	0	2/3	—	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
旅費	16,000	0	16,000	16,000	25,652	0	25,652	25,652	2/3	—	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
使用料	0	0	0	0	7,120	0	7,120	7,120	2/3	—	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
賃借料	0	0	0	0	9,900	0	9,900	9,900	2/3	—	307,000	300,000	146,000	0	307,000	0	307,000	7,000
合計	491,000	0	461,000	461,000	519,658	0	451,104	451,104	—	—	307,000	300,000	307,000	0	307,000	0	307,000	7,000

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業において、区分すべきこととされている事項を記載してください。

注2 「計画」欄には、申請の際の数値(変更の承認があったときは、変更後の数値)を記載してください。

注3 「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(I)を乗じて得た額を記載してください。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載してください。

注4 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。